

第2回敦賀市立地適正化計画策定委員会 会議録要旨

開催日時	平成29年2月21日 火曜日 13:30~15:00	開催 場所	防災センター3階 災害対策本部室
委員	【出席】 8名 【欠席者】 なし		
事務局	都市政策課		

1. 議題

- (1) 敦賀市立地適正化計画の基本方針について
- (2) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の考え方について

2. 会議内容要旨

議事に関する各委員からの主な意見

(1) 敦賀市立地適正化計画の基本方針について

(委) まちづくりの方針(案)について、中心拠点は、もうすでに中心部(旧市街地)から郊外部(木崎地区周辺)へ移っており、現状に即していないのではないか。

⇒(事) 木崎地区周辺は、たしかに商業等の施設が立地し、本市においても賑わいが生じている地域であるが、旧市街地と木崎地区周辺では、都市機能としての特徴は異なっていることから、誘導すべき都市機能の特徴を分けて検討し、役割分担を持った拠点区域の検討を行っていく。

(委) 街中の人口も郊外に流出しているが、将来的に中心部に集約していくとの思いか。

⇒(事) 緩やかにまちなかへ集約していきたいと考えている。

⇒(委) 本計画は、長期的な構想であるため現状に即すだけではなく、都市機能誘導区域の考え方を含めて検討していくものである

(委) 資料P8における「生産年齢人口の増加を目指し」との記載は、現実性のない表現であると思われるが、そのあたりの見解をお聞きしたい。

⇒(事) 「生産年齢人口の増加」ではなく、「生産年齢人口の維持」もしくは「確保」という表現に訂正する。

⇒(委) 人口減少が生じて、それに対応したまちづくりを目指してほしい。

(委) 生産年齢人口の増加を目標に掲げるのは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの長期ビジョンで検討すべき内容であり、本計画との直接的な関連性は低いと思われる。

(委) 北陸新幹線敦賀開業などの将来的なプラス要素も予定されており、駅前の賑わい創出が必要である。そのため、駅周辺における空洞化問題の対策に取り掛かることが大切ではないか。

⇒(委) 他の計画との連携、関連付けが大切である。

(2) 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の考え方について

(委) いろいろな観点から考案された計画となっており、議論すべき事項が多い内容である。

(委) 用途地域内に居住誘導区域を設定しているが、用途地域が指定されたのは、いつ頃か。指定した当時から見直しがされていないのであれば、現況と合わないのではないか。また、準工業地域を都市機能誘導区域と設定すれば、工業系施設はどこに立地すればよいのか。

⇒ (事) 用途地域の見直しについては、適宜、都市計画マスタープランの変更(用途変更)している経緯がある。また、今後都市計画マスタープランの改訂を予定しており、その計画の中で、将来の土地利用方針を検討したいと考えている。本計画は、都市計画マスタープランと整合を図る必要があるため、区域検討や工業系施設の立地などについては、両区域において検討を進めたいと考えている。

(委) 居住誘導区域から、準工業地域と工業地域は外さないでよいか。

⇒ (事) 今現在は含める方向で検討している。

(委) 本市は、中心市街地活性化基本計画において、特別用途地区による準工業地域での大規模集客施設の立地を制限しているため、準工業地域内に大規模商業施設を誘導できないのではないか。準工業地域を商業系の用途に変更する考えはないのか。

⇒ (事) 誘導すべき施設は商業だけではなく、医療・福祉などもあり、今後どのような施設を誘導する必要があるかを検討していく予定でる。

(委) 生産年齢人口の増加を目指すため、働く場所として工業系施設は必要と考える。土地利用調整条例において、工業系の指定がなく、条例の枠を越えた議論が必要ではないか。

⇒ (事) 本市の用途地域は、将来の人口増加を見据えて昭和39年に都市計画決定され現在のまち並みが形成されている。今後都市計画マスタープランの見直しと合わせて、必要な部分については用途地域の見直しも考えられる。ただし、人口減少が進む中で、用途地域の拡大は難しい。

また、工業系用途地域は、生産年齢人口の増加を目指し、生産基盤となる企業の誘致を進めていきたいと考えている。

(委) 本計画は、居住を誘導したり、都市機能を誘導するための区域設定の計画となるため、工場等は対象ではない。工業系用途地域の検討については、本計画とは別に考えた方がよいと思われる。

(委) 笹の川の浸水想定区域の状況において、「今後、河川改修や避難誘導方策等、浸水対策を総合的に行うことで居住誘導区域に含める」とあるが、暮らしの安全性を確保できるといえるのか。また、安全性が確保できるとの

根拠資料が必要ではないか。

⇒（事）市としては、避難誘導方策などのソフト対策をさらに強化し、居住誘導区域として設定していきたいと考えている。

⇒（委）本計画の中において、それらの施策が読み解けるように努めてほしい。むしろ、居住誘導区域に含まれることから、積極的、優先的に河川改修を進める理由にもなると考えて良いと思う。

（委）公共交通利用圏域については、現在のコミュニティバスの路線で検討しているが、将来的な公共交通路線網での検討が必要ではないのか。

⇒（事）現段階では、現在のバス停で公共交通利用圏域を検討しているが、コミュニティバスの再編計画との整合を図っていきたい。今回の再編計画において、路線は大きく変更されておらず、ポイントは乗継拠点（ハブ化）である。その乗継拠点と本計画を関連付けし、公共交通網という観点から結びつけていきたい。

（委）津波災害特別警戒区域の指定なしと記載されているが、旧市街地は海拔ゼロに近い地域であるため、津波が発生した場合、危険であると考えますが、見解はどうか。

⇒（事）本市では、津波に対する浸水想定は検討している。浸水想定では、旧市街地部において、海に近い地域では1.0m程度の浸水が想定されている。

（委）笹の川周辺だけではなく、市内における地盤の低い場所（呉竹町周辺）の対策は大丈夫か。

⇒（事）呉竹町などは、地盤が低く過去に浸水した経緯もあるが、避難の周知やハザードマップによる浸水区域の啓蒙等、さらなる強化を図ってきたい。

（委）居住を誘導するにあたり、避難を念頭においた計画では問題があるのではないか。避難ができるから問題がなしとするのではなく、河川整備等をどのようにすべきかを検討する必要がある。

⇒（事）ハード面の整備は、関連部署と連携をとり検討していきたい。その中で、計画の中に反映できたらと思う。

（委）区画整理した場所でも、浸水想定区域はあるのか。

⇒（事）笹の川周辺にある。雨水設備改修などの対策は、随時実施している。ただし、近年のゲリラ豪雨への対応ができていないため、雨水の対策については、今後検討を進める必要があると考えている。

（委）旧市街地の空家数が多いため、旧市街地から港までのまちなかへ移住を促す表現を計画に盛り込んでどうか。また、まちなかの地域を積極的な居住誘導区域としてはどうか。

⇒（事）ぜひ計画に取り込んでいきたい。

（委）現在の本市の用途地域内における人口密度はどの程度か。

⇒（事）平成22年の国勢調査の結果では37.2人/haである。

⇒（委）意外に人口密度が高い。これを今後も維持していきたいということ  
（委）前回の委員会後、国土交通省より空家の補助金が今年の秋から始まるとの話であったが、本市は、笙の川の東側の一部で補助をしていた経緯があったと認識しているが、現在はどのような助成をしているのか。

⇒（事）中心市街地活性化基本計画の中で、郊外から中心部への移住について一部補助することを記載して実施していたが、現在は実施していない。現在は、UIターンや3世代居住について補助を実施している

（委）市の空き家、1000棟を超えていると聞くと聞くと、現在どのくらいあるのか。把握している範囲で教えてほしい。

⇒（事）空家の調査は、平成24年度に実施しており、前回資料にも掲載しているが、市全体で1,092棟あった。

（委）空家を活用することが、本計画でも大切であると思うので、今後も検討してほしい。

（委）都市機能誘導区域の設定の考え方として、2つの区域を設定していることが珍しいと考えるが、これらの区域がどの程度の範囲になるのか。想定している範囲はどれくらいか。

⇒（事）詳細な検討はこれからであるため、区域の大きさなどは述べることはできないが、構想としては、（仮称）高次都市機能誘導区域は、旧市街地部で、（仮称）日常生活サービス機能誘導区域は、木崎地区周辺で考えている。

高次都市機能区域では、公共施設を中心とした誘導を、日常生活サービス機能区域では、商業や医療、福祉等の誘導をできればと考えている。両区域で都市機能としての役割分担をしっかりと行っていくためにも、誘導すべき施設や施策の検討を進めていきたいと考えている。

（委）誘導施設や区域について、民間の開発をコントロールできれば良いと考える。

⇒（事）日常生活サービス機能誘導区域に適用できればと考えている

（委）コンパクトシティは、歩いて暮らせるまちづくりとの概念があるが、今回は、都市機能誘導区域の設定は、車を利用することも前提に入っていると理解してよいか。

⇒（事）車も含めるが、やはり公共交通を利用して各区域へアクセスすることを前提に考えていきたい。

（委）どの都市でも、本計画を策定する際に、苦勞している部分であり、今後計画が煮詰まった段階で検討できれば良い。

※（委）＝ 策定委員会の委員

（事）＝ 事務局（都市政策課）